

入札公告

契約担当官
那覇航空基地隊契約担当官
那覇経理隊長 浅野 勉

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
26-1-2142-2001-0009-00	産業廃棄物の処理	1式	H27.3.31	仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 平成25・26・27年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、かつ競争参加地域が「九州・沖縄」である者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 那覇航空基地隊契約担当官又は防衛省として指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第6項の規定により産業廃棄物収集運搬の許可を受けており、産業廃棄物処分許可を受けている者に委任できる者。もしくは、産業廃棄物処分許可を受けており、産業廃棄物収集運搬の許可を受けている者に委任できる者。
- 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づき、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たす者であること。

3 競争執行の日時及び場所

- 日時 平成26年9月26日(金)13時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、前日の16時00分まで)
- 場所 海上自衛隊那覇航空基地隊 経理隊 入札室

4 入札(仕様書)説明会の日時及び場所

実施しない。

5 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札金額(入札書に記載した金額の108/100に相当する金額)の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 契約書作成の要否及び適用する契約条項

- 作成の要否 契約書の作成を要する。ただし、本契約に係る契約書の作成は年度開始後に作成するものとする。
- 契約条項 委託契約一般条項

8 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(単価)に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 その他

- 入札公告、入札心得及び契約心得は、那覇航空基地隊経理隊入札室で閲覧できるほか、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。(ホームページアドレス：<http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/index.html>)
- 入札に参加する者は、入札日の前日まで資格審査結果通知書の写を提出すること。
- 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業許可証または、収集運搬業許可証及び処分を委任する予定の者の処分業許可証または、産業廃棄物処分業許可証及び収集運搬を委任する予定の者の収集運搬業許可証。

10 入札に関する問い合わせ先

〒901-0193 沖縄県那覇市字当間252番地(電話：098-857-1191 内線5466 FAX：098-857-8670)

海上自衛隊 那覇航空基地隊 那覇経理隊 契約班 尾田原(おだはら)

「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」

標記について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等は、下記のとおりです。条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、入札前日の1200までに那覇航空基地隊契約班まで提出して下さい。

なお、同様の入札において、同一の「適合証明書」を提出され、配点等に変更がない場合は、その旨、契約班に連絡することで、提出を省略することができます。

記

本契約における入札適合条件の評価項目等については下表のとおりであり、評価ポイントが45点以上の事業者に入札資格を与えるものとする。

評価項目		評価内容 (提出資料等)	配点
環境 配慮 への 取組 状況	① 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表の実施を評価 (確認できる資料を提出)	10
	② 温室効果ガス等の排除削減計画・目標	温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定及び公表の実施を評価 (確認できる資料を提出)	10
	③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修又は教育等の実施状況を評価 (確認できる資料を提出)	5
	事業者共通の取組 (小計)	—	25
	① 優良適正 (遵法性) ※注2	過去5年以内の特定不利益処分※注3を受けていないかを評価 (不利益処分の有無について書面で提出 (様式適宜))	10
	② 事業の透明性	インターネットによる情報公開等の実施を評価 (HP等の掲載箇所 (URL等) を提出)	10
	③ 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証の取得状況を評価 (確認できる資料を提出)	10
	④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへの加入の有無を確認し評価 (加入者番号及び公開確認番号を提出)	10
	⑤ 財務体質の健全性※注4	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質を評価 ① 直近3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること ② 直近3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること ③ 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと (財務諸表を提出)	10
	優良認定への適合状況 (小計)	—	50
合 計 (評価ポイント)		—	75

- ※注1：優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者は、「優良認定への適合状況」の各項目を満点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）は個別に評価すること。
- ※注2：優良適性（遵法性）について、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）については、－5点とする。
- ※注3：特定不利益処分とは、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号イ～ハに掲げる不利益処分のことで、施設の許可取消処分の他、事業の停止命令や、施設の停止又は改善命令、不適正処理の改善又は措置命令等である。
- ※注4：財務体質の健全性については、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、本評価項目の自己資本比率及び経常利益金額等について、「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。また、当該期間において、税・保険料については滞納していないこと。

添付書類： 1 適合証明書
2 評価基準の細部

自己評価表

平成 年 月 日

(契約担当官等)

那覇航空基地隊契約担当官 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

評価項目		点数
環境配慮への取組状況	① 環境／CSR報告書	
	② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	
	③ 全従業員への研修・教育	
	事業者共通の取組 (小計)	
優良基準への適合状況	① 優良適性 (遵法性)	
	② 事業の透明性	
	③ 環境配慮の取組	
	④ 電子マニフェスト	
	⑤ 財務体質の健全性	
	優良認定への適合状況 (小計)	
合計 (評価ポイント)		

※優良産廃処理業者認定制度に基づく
認定をうけているか

優良認定事業者の
認定の有無

有 ・ 無

注1: 「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配点表により値を記入する。

注2: 上記の条件を満たすことを証明する資料を添付すること。ただし、資料を添付することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで、添付を省略できる。

評価基準の細部

評価項目	評価基準の細部	
環境配慮への取組状況	事業者共通の取組	
	① 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表をしていることを評価。 環境／CSR報告書・環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。環境配慮促進法）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
	② 温室効果ガス等の排出ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。）を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。
	③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む。）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。
優良認定への適合状況	① 優良適性（遵法性）	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分を5年間受けていないこと。
	② 事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
	③ 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
	④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していること。
	⑤ 財務体質の健全性	(1) 直近3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 (2) 直近3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 (3) 産業廃棄物処理業等の実施に関する税、社会保険料及び労働保険料について滞納していないこと。 (4) 最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立をしていること。

